

平成22年4月1日制定

建設業法第26条に規定する技術者の届出について

市内事業者については、入札参加資格の登録手続き等に経営事項審査の申請時に提出する「技術職員名簿」（受付印のあるもの）の写しの提出を求めています。また、「3業種以上の登録」・「新たに雇用された技術者の登録」・「新たに取得した資格等の登録」の場合は、横須賀市の書式の「技術者届」、「実務経験証明書」（実務経験での申請の場合のみ）を提出することによって、本市の技術者名簿に登載し、契約時の資格及び雇用確認を省略することができます。

なお、本制度の対象は原則市内事業者となります。

提出書類（※）は、次のとおりです。

1 技術者届

主任技術者として技術者名簿に登載する届け出の様式です。

2 実務経験証明書（実務経験での申請の場合のみ）

建設業法で実務経験を要件としている主任技術者の資格がある場合に、その要件を技術者本人と事業者が証明する様式です。

なお、1人の技術者が実務経験により主任技術者となれる建設業種は、最大4業種となります。また、4業種に登録している場合で業種を変更しようとするときは、競争入札参加資格審査申請時（更新）に限ります。

3 雇用が確認できる書類

新たに技術者を登録しようとするときは、技術者本人の健康保険被保険者証等により、雇用確認を行います。

※「技術者届」及び「実務経験証明書」の書式は、[横須賀市ホームページ](#) > [「財務部 契約課」の書式](#) からダウンロードできます。

実務経験の場合の申請例

新規登録申請時

経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿（受付印の押印されたものの写し）を使用するケース

（記載は2業種まで）

氏名	業種1	業種2
A	土木	水道施設
B	土木	舗装
C	土木	電気
D	建築	

登録更新時

経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿（受付印の押印されたものの写し）を使用するケース

（記載は2業種まで）

氏名	業種1	業種2
A	土木	水道施設
B	土木	造園
D	建築	土木

経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿では対応できない場合、及び変更時

経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿では対応できないため、横須賀市の書式の「技術者届」及び「実務経験証明書」を使用するケース

（記載は4業種まで）

氏名	業種1	業種2	業種3	業種4
A	土木	水道施設	造園	
B	土木	舗装	造園	管
D	建築	土木		
E	塗装			

ケース1 Bさんが造園工事の実務経験年数に達したため業種を記載。この場合、以前登録した横須賀市データベース上の舗装の実務経験は消えません。

ケース2 Cさんが退社したため技術職員名簿から削除。
ケース3 Dさんが新たに土木の実務経験期間を満たしたため横須賀市データベースに追加。

名簿どおりにデータベースに入力されます。3業種以上の実務経験を有する場合は横須賀市の書式を併用してください。

横須賀市の技術者名簿
データベース

- ・ケース4 新規及び更新で3業種以上登録する場合。
- ・ケース5 Bさんが管工事の実務経験年数に達したため登録更新時期ではないが業種を追加する場合。
- ・ケース6 新たにEさんを雇用したが経審時の技術職員名簿に未記載のため追加する場合。

なお、ケース4で横須賀市の書式を使用する場合は経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿と併せて提出してください。

その他

- 本制度は新規登録時または登録更新時に提出する建設業法第26条に規定する技術者（主任技術者及び監理技術者）の本市への届出について、神奈川県等が行う経営事項審査の申請時に提出する技術職員名簿の写しをもって行っていたところですが、平成20年4月から同名簿に登載できる業種が最大で2業種となったために3業種以上の実務経験等を持っている人をあらかじめ横須賀市の技術者名簿に登録しておくためのものです。
- 横須賀市の技術職員名簿に登録されていても、他に必要な資格がある案件については工事受注時に提出していただく場合がありますのでご了承ください。（例 監理技術者証等）
- 横須賀市の書式の「技術者届」及び「実務経験証明書」を使用して実務経験を申請する場合、4業種まで登録可能です。ただしすでに4業種登録している場合に業種を変更することは登録更新のとき以外は出来ません。
- 新規申請及び登録更新時の添付書類としては、経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿（記載は2業種まで）で業種数が足りている場合は横須賀市の書式を使用せず、経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿のみを提出いただければ結構です。

技術者届資格区分コード表

コード	資格区分
001	法第7条第2号イ該当～学校卒業後実務経験
002	法第7条第2号ロ該当～10年の実務経験
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)～大臣認定
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)～大臣認定
099	法第7条第2号ハ該当～組み合わせによる実務経験

コード	資格区分	資格業種	資格取得後の 実務経験
「建設業法」に定める資格			
111	1級建設機械施工技士	土・舗	
212	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	土・舗	
113	1級土木施工管理技士	土・石・鋼・舗・し・塗・水	
214	2級土木施工管理技士	土・石・鋼・舗・し・水	
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗	
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	と	
120	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具	
221	2級建築施工管理技士	建	
222	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋	
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具	
127	1級電気工事施工管理技士	電	
228	2級電気工事施工管理技士	電	
129	1級管工事施工管理技士	管	
230	2級管工事施工管理技士	管	
133	1級造園施工管理技士	園	
234	2級造園施工管理技士	園	
「建築士法」に定める資格			
137	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内	
238	2級建築士	建・大・屋・タ・内	
239	木造建築士	大	
「技術士法」に定める資格			
141	建設・総合技術監理(建設)	土・と・電・舗・し・園	
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	土・と・電・鋼・舗・し・園	
143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	土・と	
144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	電・通	
145	機械・総合技術監理(機械)	機	
146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	管・機	
147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	管・水	
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	管・井・水	
149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	土・と・し	
150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	園	
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	土・と・園	
152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	管	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	管・水	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	管・水・清	
「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格			
155	第一種電気工事士		
256	第二種電気工事士		3年
258	電気主任技術者(第1種～第3種)		5年
「電気通信事業法」に定める資格			
259	電気通信主任技術者	通	5年

コード	資格区分	資格業種	資格取得後の 実務経験
「消防法」に定める資格			
168	甲種消防設備士	消	
169	乙種消防設備士	消	
「職業能力開発促進法」に定める資格			
171	建築大工(1級)	大	
271	建築大工(2級)	大	3年
164	型枠施工(1級)	大・と	
264	型枠施工(2級)	大・と	3年
172	左官(1級)	左	
272	左官(2級)	左	3年
157	とび(1級)・とび工(1級)	と・解	
257	とび(2級)・とび工(2級)	と・解	3年
173	コンクリート圧送施工(1級)	と	
273	コンクリート圧送施工(2級)	と	3年
166	ウェルポイント施工(1級)	と	
266	ウェルポイント施工(2級)	と	3年
174	冷凍空調調和機器施工・空調設備配管(1級)	管	
274	冷凍空調調和機器施工・空調設備配管(2級)	管	3年
175	給排水衛生設備配管(1級)	管	
275	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年
176	配管(1級)・配管工(1級)	管	
276	配管(2級)・配管工(2級)	管	3年
177	タイル張り(1級)・タイル張り工(1級)	タ	
277	タイル張り(2級)・タイル張り工(2級)	タ	3年
178	築炉(1級)・築炉工(1級)・れんが積み	タ	
278	築炉(2級)・築炉工(2級)	タ	3年
179	ブロック建築(1級)・ブロック建築工(1級) コンクリート積みブロック施工	石・タ	
279	ブロック建築(2級)・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年
180	石工(1級)・石材施工(1級)・石積み(1級)	石	
280	石工(2級)・石材施工(2級)・石積み(2級)	石	3年
181	鉄工(1級)・製罐(1級)	鋼	
281	鉄工(2級)・製罐(2級)	鋼	3年
182	鉄筋組立て(1級)・鉄筋施工(1級)	筋	
282	鉄筋組立て(2級)・鉄筋施工(2級)	筋	3年
183	工場板金(1級)	板	
283	工場板金(2級)	板	3年
184	板金「建築板金作業」(1級) 建築板金(1級) 板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板	
284	板金「建築板金作業」(2級) 建築板金(2級) 板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年
185	板金(1級)・板金工(1級) 打出し板金(1級)	板	
285	板金(2級)・板金工(2級) 打出し板金(2級)	板	3年
186	かわらぶき(1級)・スレート施工(1級)	屋	
286	かわらぶき(2級)・スレート施工(2級)	屋	3年
187	ガラス施工(1級)	ガ	
287	ガラス施工(2級)	ガ	3年
188	塗装(1級)・木工塗装(1級) 木工塗装工(1級)	塗	
288	塗装(2級)・木工塗装(2級) 木工塗装工(2級)	塗	3年
189	建築塗装(1級)・建築塗装工(1級)	塗	
289	建築塗装(2級)・建築塗装工(2級)	塗	3年
190	金属塗装(1級)・金属塗装工(1級)	塗	
290	金属塗装(2級)・金属塗装工(2級)	塗	3年
191	噴霧塗装(1級)	塗	
291	噴霧塗装(2級)	塗	3年

コード	資格区分	資格業種	資格取得後の 実務経験
167	路面表示施工	塗	
192	畳製作(1級)・畳工(1級)	内	
292	畳製作(2級)・畳工(2級)	内	3年
193	内装仕上げ施工(1級)・カーテン施工(1級) 天井仕上げ施行(1級) 床仕上げ施工(1級)・表装(1級) 表具(1級)・表具工(1級)	内	
293	内装仕上げ施工(2級)・カーテン施工(2級) 天井仕上げ施行(2級) 床仕上げ施工(2級)・表装(2級) 表具(2級)・表具工(2級)	内	3年
194	熱絶縁施工(1級)	絶	
294	熱絶縁施工(2級)	絶	3年
195	建具製作(1級)・建具工(1級) 木工(1級)・カーテンウォール施工(1級) サッシ施工(1級)	具	
295	建具製作(2級)・建具工(2級) 木工(2級)・カーテンウォール施工(2級) サッシ施工(2級)	具	3年
196	造園(1級)	園	
296	造園(2級)	園	3年
197	防水施工(1級)	防	
297	防水施工(2級)	防	3年
198	さく井(1級)	井	
298	さく井(2級)	井	3年
「水道法」に規定する資格			
265	給水装置工事主任技術者	管	1年
その他			
061	地すべり防止工事	と・井	1年
062	建築設備士	電・管	1年
063	計装	電・管	1年
060	解体工事	解	
064	基幹技能者	※	

※基幹技能者で申請できる業種は、登録基幹技能者講習修了証に記載されている業種の範囲内で申請が可能です。

実務経験有資格区分コード表

コード	要件等
001	当該業種について、高校の所定学科(旧実業高校を含む)を卒業後5年以上、大学の所定学科(高等専門学校・旧専門学校を含む)を卒業後3年以上の実務経験を持つ者(専門学校は該当しません)
002	当該業種について10年以上の実務経験を持つ者
003	特定建設業の技術者の資格に関して、国土交通大臣の発行する特別認定を持つ者
004	
099	組み合わせに限り、併せて12年以上の実務経験があり、かつ、当該業種の実務経験が8年以上ある者

所定学科一覧表

(法第7条第2号イ該当者)

技術者として申請しようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 防水工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業 熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業 建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

業種コード表

コード	工事種類	コード	工事種類
01	土木一式工事	16	ガラス工事
02	建築一式工事	17	塗装工事
03	大工工事	18	防水工事
04	左官工事	19	内装仕上工事
05	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
06	石工事	21	熱絶縁工事
07	屋根工事	22	電気通信工事
08	電気工事	23	造園工事
09	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

実務経験コード099で評価対象となる組み合わせ

○対象となる業種と組み合わせることができる業種

評価対象業種とその他の業種(下表の組み合わせに限る)を合わせて12年以上の実務経験があり、かつ、評価対象とする業種の実務経験が8年以上ある場合、技術職員名簿に記載できます。これにより、実務経験のみで技術者になる場合の経験年数が短縮されます。

評価対象業種(業種コード)	組み合わせることができる業種
大工工事(03)	建築一式工事・内装仕上工事
とび・土工・コンクリート工事(05)	土木一式工事・解体工事
屋根工事(07)	建築一式工事
しゅんせつ工事(14)	土木一式工事
ガラス工事(16)	建築一式工事
防水工事(18)	建築一式工事
内装仕上工事(19)	建築一式工事・大工工事
熱絶縁工事(21)	建築一式工事
水道施設工事(26)	土木一式工事
解体工事(29)	土木一式工事・建築一式工事・とび・土工工事

<例1>

大工工事8年、建築一式工事4年(合わせて12年) 大工工事の技術者として申請できる。

→ 業種コード03(大工) 有資格区分コード099 を記入

<例2>

建築一式工事10年、大工工事8年(合わせて18年) 建築一式と大工工事の技術者として申請できる。

→ 業種コード02(建築一式) 有資格区分コード002 (10年実務) を記入

業種コード03(大工) 有資格区分コード099 を記入。

<例3>

大工工事8年、内装仕上工事8年(合わせて16年) 大工工事と内装仕上工事の技術者として申請できる。

→ 業種コード03(大工) 有資格区分コード 099 を記入

業種コード19(内装仕上) 有資格区分コード 099 を記入

<例4>

建築一式工事8年、大工工事4年(合わせて12年) どちらの技術者としても申請できない。

平成28年6月1日改正